

#### 4 緑の保全に係る制度の概要と補助制度

##### 1) 制度の概要

##### (1) 都市計画関連制度

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
風致地区	都市計画法	都市の風致の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地若しくは樹木に富める土地良好な土地で、自然的景観を形成しているもの水辺地、農地等の郷土意識の高い土地で良好な自然的景観を形成しているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的土地利用制度の一つ</li> <li>・一定の開発を許容</li> <li>・損失補償を伴わない受忍義務の範囲内での私権制限</li> <li>・民有地に対して広く指定できる</li> <li>・知事が指定、ただし10ha未満は市町村決定</li> </ul>
近郊緑地保全区域・特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	首都圏の秩序ある発展に寄与する緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏の近郊整備地帯内の緑地で、良好な自然的環境を形成し、かつ相当規模の広さを有する土地の区域</li> <li>・無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、その保全によって地域住民の健全な心身の保持や公災害の防止に対する効果が著しい近郊緑地の土地の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の緩やかな近郊緑地保全区域と規制の厳しい近郊緑地特別保全地区の2段階構成</li> <li>・近郊緑地保全区域は内閣総理大臣が指定</li> <li>・近郊緑地保全計画の策定が義務づ・近郊緑地特別保全地区は知事が指定し、凍結的に保全・損失補償や土地の買入れ、税制上の優遇措置あり</li> </ul>
歴史的風土保存区域、特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	わが国固有の歴史的遺産として後代に継承されるべき歴史的風土の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上古都として位置づけられる都市の一部又は全部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の緩やかな歴史的風土保存区域と規制の厳しい歴史的風土特別保存地区の2段階構成</li> <li>・歴史的風土保存区域は内閣総理大臣が指定</li> <li>・歴史的風土保存計画の策定が義務づけ</li> <li>・歴史的風土特別保存地区は知事が指定し凍結的に保全</li> <li>・損失補償や土地の買入れ、税制上の優遇措置あり</li> </ul>

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
緑地保全地区	都市緑地保全法	都市の緑地の保全	<p>良好な自然的環境を形成し、次の要件の一つを形成充足している土地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプロールや公災害防止に必要な形態を有する</li> <li>・伝統的、文化的意義を有する</li> <li>・風致景観が優れている又は動植物の生息生育地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として凍結的保全</li> <li>・知事又は市長村長が指定</li> <li>・損失補償、土地の買入れ、税制上の優遇措置あり</li> <li>・県及び市町村のほか、緑地管理機構による土地の買入れ、管理も可</li> </ul>
市民緑地	都市緑地保全法	市民の利用に供する緑地空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内の利用に適した民有地の緑地空間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者からの申し出により、市又は緑地管理機構保と土地所有者が契約</li> <li>・市町村が設置・管理</li> </ul>
緑地協定	都市緑地保全法	都市の緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内の緑地空間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民間の協定による緑地の保全・管理</li> <li>・市町村長が認可</li> </ul>
地区計画	都市計画法	良好な街区の整備・保全	<p>次の要件に該当する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域が定められている土地の区域</li> <li>・市街化調整区域については計画的開発地、不良な地区、すでにすぐれた環境が形成されている地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階から地区住民が参加する</li> <li>・地区計画の目標、土地利用の方針、施設の整備方針等地区レベルでのきめ細かな街区形成のおそれのある計画内容が定められる。</li> <li>・木竹の伐採等を行う者は、市町村長への届け出が必要</li> </ul>
開発許可による樹木・樹林の保存	都市計画法	都市空間の適正かつ快適な環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 ha以上の開発行為（特例0.3～1.0ha）</li> <li>・高さ10m以上の健全な樹木、または高さ5 m以上の樹木が300㎡以上の集団を有しているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要件を有する樹木の全てを保存することを義務づけるものではない</li> </ul>

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
生産緑地区	生産緑地法	良好な都市環境の形成	市街化区域内にある農地等で次の要件に該当する一団の区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害又は災害の防止、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に適している。</li> <li>・500㎡以上の規模を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の施行区域であっても指定が可能</li> <li>・市町村長が指定・地区内での行為に対しては市町村長の許可が必要</li> <li>・買取り制度、税制上の優遇制度あり</li> <li>・市民農園は生産緑地に含めることができる</li> </ul>
都市公園	都市公園法	公共の福祉の増進	風致公園 ————— 歴史公園 ————— 広域公園 ————— 都市緑地 ————— 都市林 —————	当該土地の優れた風致景観資源を活かした公園 伝統的、文化的意義を有する土地の特性を活かした公園 自然的又は歴史的環境を活かした、広域的利用に対応できる機能を備えた公園 主として、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上等を図るために設置される公園 市街地内やその周囲に位置するまとまりのある樹林の自然的環境の保全及び散策等の利用のために設置される公園

## (2) 都市計画以外の法制度

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
自然公園及び都道府県立自然公園	自然公園法及び神奈川県自然公園条例	優れた自然風景地の保護とその利用の増進	わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地やこれに準ずる優れた自然の風景地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定・都道府県立の3種類がある</li> <li>・公園計画の策定が義務づけ</li> <li>・特別地域、特別保護地区等を設けることができる</li> <li>・自然環境保全地域とは重複しない</li> </ul>

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
自然環境保全地域及び都道府県環境保全地域	自然環境保全法及び神奈川県自然環境保全条例	自然環境の適正な保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>高山性、亜高山性の植生が相当部分を占める1,000ha以上の森林や草原</li> <li>特異な地形地質と一体となった100ha以上の土地</li> <li>植物の自生地、野生動物の生息地等の環境をもつ10ha以上の土地等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の3種類</li> <li>自然環境保全のための計画の策定が義務づけられる</li> <li>特別地区が設けられる</li> <li>都市計画区域に関係なく指定できる</li> <li>自然公園区域と重複しない</li> </ul>
史跡指定	文化財保護法	文化財の保存活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国にとって歴史上又は学術上価値の高い古墳、城跡他の遺跡等</li> <li>わが国にとって芸術上又は観賞上価値の高い名勝地等</li> <li>わが国にとって学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部大臣が指定（環境庁長官の意見を聞く場合有り）</li> <li>現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う時は、文化庁長官の許可を受けなければならない</li> <li>地方公共団体の条例による指定もある</li> </ul>
保安林	森林法	森林の保持、培養と森林生産力の増進	<p>次のような目的の達成に必要な森林区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、火災の防止、魚つき、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の許可を受けなければ立木の伐採、家畜の放牧、土地の形質の変更等ができない</li> <li>宅地開発等を行う場合は、保安林の解除が必要である</li> <li>都市計画区域に関係なく指定できる</li> </ul>
林地開発許可	森林法	森林の保持、培養と森林生産力の増進	地域森林計画の対象となる森林で、1haをこえる開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為に対しては、林地開発許可基準があり、残置又は造成する森林又は緑地の面積率が定められている</li> </ul>
保存樹・保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の良好な樹木・樹林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹は幹の周囲が1.5m以上、株立ちの高さ3m以上等</li> <li>保存樹林は500㎡以上</li> <li>生け垣の長さ30m以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の通知が義務づけられる</li> <li>市町村長は必要な助言、援助ができる</li> <li>文化財、保安林等の指定を受けた時は解除される</li> </ul>

制度	根拠法令	目的	対象	特徴
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用	農業振興地域内の農用地等として利用すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為を行う者は、知事の許可が必要</li> </ul>
市民農園区域・市民農園	市民農園整備促進法	都市住民のレクリエーション活動の場の確保及び良好な都市環境の形成	<p>次の要件に該当する一団の農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園としての利用が適当と認められる一団の農地</li> <li>周辺地域の農用地の農業利用に支障を及ぼす恐れがない</li> <li>相当の利用者が見込まれる土地の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園を開設しようとする者は市民農園の整備運営計画を策定し、市町村長がこれを認定</li> </ul>
緑地保全契約	市要綱（コミュニティの森、C Iの森）	緑地の保全	コミュニティの森又はC Iの森の対象となる緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と土地所有者による緑地保全契約の締結</li> <li>市は土地所有者の緑地保全行為に対して助成</li> </ul>
緑地使用契約	市要綱（かまぐら森）	身近な自然とのふれあいの場の確保	市街化区域及びその周辺に分布する樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と土地所有者による緑地使用契約の締結</li> <li>土地所有者に対し市が使用料を支払う</li> </ul>
保存樹林	市条例	美観上優れた樹木、樹林、生垣等の保全	保存樹木は幹の周囲が1.5m以上又は高さが15m以上で樹容が美観上優れているもの保存樹林は500㎡以上の樹木又は長さが20m以上の生垣で、樹容が美観上優れているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が指定・指定にあたっては、所有者の承諾が必要</li> <li>奨励金を交付</li> </ul>
市民農園	市要綱	土とのふれあいの場の確保	農用地区域及び農業緑地を除く農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と土地所有者が土地使用契約を締結し、市が施設を整備、利用者の自主的管理</li> </ul>

## 2) 緑の保全に係る法制度指定地への補助制度

法 制 度	補 助 の 内 容
歴史的風土保存区域、 歴史的風土特別保存 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土保存区域内の歴史的風土の保存に要する費用は県が負担、国は予算の範囲内でその一部（施設の整備については別に1/2）を補助。</li> <li>歴史的風土特別保存地区内での損失の補償及び土地の買入れに要する費用は国・県が負担（国は7/10を負担）</li> </ul>
近郊緑地保全区域、 近郊緑地特別保全 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は県が負担。</li> <li>近郊緑地特別保全地区内での損失の補償及び土地の買入れに要する費用は県が負担、国はその一部を補助。</li> </ul>
緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全地区内での損失の補償及び土地の買入れに要する費用は県が負担、国はその一部を補助（国は1/3を負担）</li> <li>市町村が買入れを希望する場合は、都市緑地保全法第8条に基づき県知事が市町村を買入れの相手先として定めることができる。</li> </ul>
市民緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>国又は県は、緑地保全地区内の市民緑地において行われる保全利用施設の整備について助成、及び市民緑地の設置</li> <li>管理主体である地方公共団体への情報の提供。</li> </ul>
風致地区	な し
保安林	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林の指定による損失の補償については国・県が負担。  <ul style="list-style-type: none"> <li>補償は、保安林の立木資産の凍結に対する利子相当分「年5%」をもって毎年の補償額としている。</li> </ul> </li> <li>土地の買取り制度はなし。</li> <li>林業経営安定資金（伐採調整）400万円まで、利率3.8%にて融資。</li> <li>造林補助金（国の補助率3/10）、林道補助金（国の補助率4.5/10）等の助成制度。</li> </ul>
緑地保全統合補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全地区等の身近な緑の総合的な保全のため、取得、整備を行う、より裁量性の高い補助事業が創設された（平成12年度）。</li> <li>都市緑地保全法に基づく緑地保全地区及び市民緑地の土地、並びに条例に基づく保全緑地など緑地保全地区に準ずる緑地の土地の買入れ及び保全利用施設の整備を事業対象（用地1/3、施設1/2）</li> </ul>